8. 信用リスク管理態勢

A :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。審査管理面等において軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応がなされている、または、今後、なされることが期待できる。

C:

信用リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、その結果、審査管理面等における問題や過度の与信集中が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

信用リスク管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、更なる与信集中の進行や与信集中先の業況悪化による資産内容の劣化などが認められ、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、その存続が脅かされている状況にある。

9. 自 己 資 本 管 理

A :

自己資本について、金融機関の規模・特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されており、 その結果、質・量ともに極めて充実した水準にある。

B :

自己資本について、金融機関の規模・特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されており、その結果、自己資本は、十分な水準にある。軽微な弱点は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に、自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

自己資本について、金融機関の規模・特性に応じた管理態勢は不十分である、または、自己資本が不十分な水準にある。経営陣の管理能力が不十分であることから、自己資本比率が正確に算定されていないなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善が必要である。

D:

自己資本に対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、自己資本も過少となっており、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、またはそのような状況にある。

10. 資 産 管 理

A :

資産について、金融機関の規模や特性に応じた自己査定態勢及び償却・引当態勢などの管理態勢が 経営陣により強固に構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対 する影響は小さい。

B :

資産について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されており、信用リスクの程度に応じた十分な水準の償却・引当が確保されている。自己査定の正確性等に軽微な不備は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

資産について、金融機関の規模や特性に応じた管理態勢は不十分である、または、信用リスクの程度に応じた償却・引当が確保されていない。経営陣の管理能力が不十分であることから、自己査定態勢や償却・引当態勢に不備が生じているなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善が必要である。

D:

資産に対する管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、多額の償却・引 当不足が認められるなど、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、またはそのような状況に ある。

11. 中 小 企 業 融 資

本項目の評定に当たっては、金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」(平成15年3月27日)において示された以下のような考え方を踏まえ評価する。

- ①「リレーションシップバンキングのあるべき姿が、質が高くアクセスが容易なリレーションシップバンキングの展開による地域経済の活性化にあるとすれば、中小・地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続可能(サステイナブル)な形で果たしていくことが、地域貢献の本来のあり方である」
- ②「中小・地域金融機関は、リレーションシップから得られる情報を有効活用しつつ、収益性の向上、 健全性の確保、経営基盤の強化に向けて自助努力を早急に進めるが、その際には借り手企業による適 正な対価(信用リスクに見合った金利や手数料)の負担を求めつつ、借り手中小企業に対する円滑な資 金供給や付加価値の高いサービスの提供を行っていくことが必要である」

なお、金融機関が公表する「地域密着型金融推進計画」(以下、「計画」という。)については、同部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」の座長メモ(平成 17 年 3 月 28 日)において示された、「各金融機関が、自らの経営理念及び自己責任の下で将来像を示し、地域での相応の役割をコミットするために、自主的に、数値的な目標を含む分かりやすい客観的かつ具体的な目標を策定・開示することを通じて利用者の評価を受けることにより、地域密着型金融の機能向上を図る必要がある」との考え方を踏まえ、地域の利用者が評価を行うものであることに留意する。

A :

中小企業融資について、資産の健全性を確保しつつ中小企業の事業再生や中小企業金融の円滑化等を推進するための態勢が、経営陣により強固に構築され機能しており、地域密着型金融が持続的に推進されている。

B :

中小企業融資について、資産の健全性を害することなく、中小企業の事業再生や中小企業金融の円滑化等を推進するための態勢が、経営陣により十分に構築され機能しており、今後、地域密着型金融の機能強化が自主的になされることが期待できる。

C:

中小企業融資について、中小企業の事業再生や中小企業金融の円滑化等を推進するための態勢が、不十分なものとなっている。開示されている計画の進捗状況等の情報が正確性に欠けている、または、計画の進捗状況及びその要因等について整理・分析が不十分であり、経営に反映されていないなど、経営陣の地域密着型金融への取組みも不十分なものとなっている。そのため、資産の健全性に対する影響も認められ、改善の必要がある。

D:

中小企業融資について、中小企業の事業再生や中小企業金融の円滑化等を推進するための態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、開示されている計画の進捗状況等の情報には著しく正確性が欠けている、または、計画の進捗状況及びその要因等についての整理・分析がまったく行われておらず、経営にも反映されていない。そのため、顧客の離反等を招くなど、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、またはそのような状況にある。